

---

令和元年 第91回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第3日）

令和元年12月18日（水曜日）

---

議事日程（第3号）

令和元年12月18日 午前9時開議

- 日程第1 第111号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
日程第2 第120号議案 神河町貸工場用地造成工事請負契約締結事項の変更の件  
日程第3 第122号議案 令和元年度神河町一般会計補正予算（第3号）  
日程第4 第123号議案 令和元年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第5 第124号議案 令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第6 第125号議案 令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第7 第126号議案 令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第8 第127号議案 令和元年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第9 第128号議案 令和元年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）  
日程第10 第129号議案 令和元年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）  
日程第11 第130号議案 令和元年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）  
日程第12 第131号議案 神河町本庁舎空調設備等更新工事請負契約締結事項の変更の件  
日程第13 発議第1号 災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書  
日程第14 発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書  
日程第15 議員派遣の件  
日程第16 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第111号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
日程第2 第120号議案 神河町貸工場用地造成工事請負契約締結事項の変更の件  
日程第3 第122号議案 令和元年度神河町一般会計補正予算（第3号）  
日程第4 第123号議案 令和元年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第5 第124号議案 令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第6 第125号議案 令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第7 第126号議案 令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）  
 日程第8 第127号議案 令和元年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）  
 日程第9 第128号議案 令和元年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）  
 日程第10 第129号議案 令和元年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）  
 日程第11 第130号議案 令和元年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）  
 日程第12 第131号議案 神河町本庁舎空調設備等更新工事請負契約締結事項の変更の件  
 日程第13 発議第1号 災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書  
 日程第14 発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書  
 日程第15 議員派遣の件  
 日程第16 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

出席議員（10名）

- |         |          |
|---------|----------|
| 1番 廣納良幸 | 6番 小島義次  |
| 2番 三谷克巳 | 8番 藤森正晴  |
| 3番 澤田俊一 | 9番 藤原裕和  |
| 4番 小寺俊輔 | 10番 栗原廣哉 |
| 5番 吉岡嘉宏 | 11番 藤原日順 |

欠席議員（1名）

- 12番 安部重助

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

- 局長 ..... 坂田英之 主事 ..... 山名雅也

説明のため出席した者の職氏名

- |                 |                            |
|-----------------|----------------------------|
| 町長 ..... 山名宗悟   | ひと・まち・みらい課参事兼アグリノバージョン特命参事 |
| 副町長 ..... 前田義人  | ..... 真弓憲吾                 |
| 教育長 ..... 入江多喜夫 | 建設課長 ..... 野崎直規            |
| 総務課長 ..... 日和哲朗 | 地籍課長 ..... 藤田晋作            |
| 総務課参事兼財政特命参事    | 上下水道課長 ..... 真弓俊英          |
| ..... 児島修二      | 健康福祉課長 ..... 桐月俊彦          |
| 総務課参事兼情報発信特命参事  | 健康福祉課参事兼保健師事業特命参事          |
| ..... 岡部成幸      | ..... 保西瞳                  |
| 税務課長兼滞納整理特命参事   | 会計管理者兼会計課長                 |

..... 和田 正 治	..... 山 本 哲 也
住民生活課長 .....	病院事務長 .....
高 木 浩	藤 原 秀 明
住民生活課参事兼防災特命参事	病院総務課長兼施設課長兼企業出納員兼経営強化特命参事
..... 平 岡 民 雄	..... 藤 原 広 行
地域振興課長 .....	教育課長兼給食センター所長
多 田 守	..... 藤 原 美 樹
地域振興課参事兼商工観光特命参事	教育課副課長兼社会教育特命参事兼地域交流センター所長
..... 小 林 英 和	..... 高 橋 宏 安
ひと・まち・みらい課長	
..... 藤 原 登 志 幸	

---

**午前 9 時 0 0 分開議**

○副議長（藤原 日順君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は 10 名でございます。定足数に達しておりますので、第 9 1 回神河町議会定例会の 3 日目の会議を開きます。

本日、安部議長は欠席しておりますので、かわりまして私が議長を務めます。議事運営に御協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に入ります前に、第 1 1 1 号議案及び第 1 2 0 号議案並びに第 1 2 3 号議案から第 1 3 0 号議案までの各議案について経過を説明いたします。

各議案につきましては、1 2 月 6 日の本会議において町長から議案が上程され、提案説明があり、それぞれ質疑を行いました。本定例会最終日である本日に、各議案について討論と採決を行うものであります。

それでは、日程に入ります。

---

**日程第 1 第 1 1 1 号議案**

○副議長（藤原 日順君） 日程第 1、第 1 1 1 号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんでしょうか。

〔反対討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） ないようでございます。討論を終結いたします。

これより第 1 1 1 号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（藤原 日順君） 起立全員であります。よって、第111号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第2 第120号議案

○副議長（藤原 日順君） 日程第2、第120号議案、神河町貸工場用地造成工事請負契約締結事項の変更の件を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） 討論を終結いたします。

これより第120号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（藤原 日順君） 起立多数であります。よって、第120号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第3 第122号議案

○副議長（藤原 日順君） 日程第3、第122号議案、令和元年度神河町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

三谷克巳総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。それでは、総務文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

12月6日の本会議において総務文教常任委員会に審査を付託されました第122号議案、令和元年度神河町一般会計補正予算（第3号）についての審査報告をいたします。

委員会を12月9日に開催し、審査を行いました。採決の結果、委員全員の賛成により、当委員会としましては、原案のとおり可決することに決定しました。

なお、討論はございませんでした。

次に、審査の内容ですが、地球温暖化対策推進事業補助金、また、庁舎等改善工事請負費の減額に関して、お手元のほうに配付しております役場本庁舎空調設備等更新工事の変更内訳書の配付を受けております。その内訳書の内容でございますが、地球温暖化対策推進事業補助金は、当初予算計上額は1億412万4,000円で、今回、本庁舎空調設備等更新に係るものを1,667万8,000円減額補正して、フードセンターのものと合わせた8,744万6,000円を予算額としていますが、事業終了後、補助金が確定

してから最終補正をするとのことでした。

次に、補助対象経費の増減の内訳ですが、1つ目は、2階会議室、コンピューター室の天井は、天井内にダクトなり、それから空調の吹き出し口があるためにシステム天井に変更できなかったのが、64万6,000円の減額でございます。2つ目は、照明器具の変更で、設計の器具では入れかえができない箇所が出てきたので、照度が出る器具に変更したことにより36万7,000円を増額とのことでございます。3点目は、空調設備の変更で、2階コンピューター室のエアコンの変更などで54万1,000円を増額になったとのことでございます。

次に、補助対象外工事の変更でございますが、1つ目は、Wi-Fi、公衆無線LAN、議場システムの撤去、取り付けの経費を追加しております。2つ目は、ポンプ、トラ置き場の既設配管の撤去経費を追加しております。3点目は、空調機撤去及び資材搬入用足場の設置経費を追加したとのことでございます。4点目は、当初に積算されていなかった備品の処分費を追加しております。次に、5点目は、特定屋外喫煙場所として、既設のカーポートを移設する予定だったが、現場的には難しかったので、新設することにしたことによって増額になったとのことでございます。また、電気容量を確保するために回路の増設も行うとのことございました。

以上が内訳書の説明でございますが、次に、審査の過程で出ました質疑、回答の内容について主なものを報告いたします。

営農組合、認定農業者に対する農業機械等購入費の補助金である経営体育成支援事業補助金は不採択により全額を減額しているが、不採択になった理由の問いに対して、この事業は国の補助が30%、補助残の30%が融資、残りが自己資金となっており、国の採択基準が大変厳しくなっています。いかに集積を進めていくか、効率のいい経営を行っていくか、それから農地中間管理機構を使うかなどのポイント制になっており、今回、そのポイントが足りなくて不採択になったとのことでございます。経営体には話をして理解をいただいております、中古のコンバインを購入するとか、県単独の新規就農者早期経営安定事業補助金を活用して購入するなどの経営努力をされているとのことございました。

また、来年度、再度同じ補助申請をしても採択は難しいのかという問いに対しまして、現状では採択は難しいと思うと。集落営農組織であれば法人化すればポイントも上がるので、そういった方向で努力をしていただきたいと思いますとのことございました。

次に、心身障害者の補装具給付事業の実績と見込み件数についての質疑がございまして、現在までに15名に対して252万4,974円を支出しており、今後120万程度を見込んでいるとのことございました。

次に、私立施設型給付費負担金1,302万5,000円を増額の内容についての質疑に対しまして、こども園の屋形保育所の利用者は、当初は3名で算定計上していたが、17名ふえて20名になったことによるものとの回答でございました。

次に、寺前学童の保育室の工事費200万円の増額理由についての問いに対しましては、拡張ルームの工事は排水を屋外にする予定でしたが、施設の構造上、体育館の中の配管に接続することと、また、消費税率が上がったことによる増額とのことをごさいました。

次に、外国人観光客受け入れ基盤整備事業でのグリーンエコーの屋外トイレ整備事業が採択されなかった理由についての問いに対しまして、ドームやすこやか広場のトイレを申請していたが、申請件数が多くて採択されなかったと。来年も申請をする予定との回答でございました。これに関しまして、杉の湯荘の2階のトイレの洋式化についての問いがございまして、杉の湯荘は外国人観光客受け入れ基盤整備事業には該当しないので、別メニューもしくは一般財源で実施することになると。観光施設の洋式化は順次図っていききたいとのことをごさいました。

次に、職員の時間外勤務に関して、職員の健康面、それから仕事のシェア面での対応についての質疑がございまして、規則で定めている時間制限の月40時間を超えている職員は、4月、5月連続して超えている職員は6名、5月だけ超えている職員は10名、6月で超えている職員は9名あったが、現状では、負担のかかっている職員はいますが、すごく心配だという状況ではないとのことをごさいました。チーム編成をして互いに助け合う、全員でカバーをする体制をつくって仕事をするなどのことにより超過勤務が減るようにしているとのことをごさいました。年度当初の事務分掌を工夫して、特定の者に偏らないように職員の健康面での対応を要望したところをごさいます。

次に、町営住宅は予想以上に退去者があったが、消費税の増税に絡むもの以外に何か要因があったのかとの問いに対しまして、当初は5件を見込んでいたが、実績から20件を見込んでいるとのことです。退去の内訳は、柏尾団地が1戸、比延団地が4戸、福本団地が2戸、中村団地が8戸、新野団地が5戸となっています。そして、現在の空き家の状況は、柏尾団地が1戸、比延団地が2戸、福本団地が1戸、中村団地が4戸、新野団地が3戸で、全体の64戸のうち11戸があいている状況です。そのうち、若者、子育て世帯用の新野団地と中村団地が半分近くを占めており、結婚と同時に入居されて、出産、子育て、そして、今回のように新居を建てられて退去されるまでの間が三、四年ぐらいで、このようなサイクルで退去されるケースが多いとのことをごさいます。新野団地は平成27年に、また、中村団地は28年に供用開始してから三、四年経過しており、そして、今回の消費税増税が契機となって、新居購入、または新築のサイクルに一致したと分析しているとのことをごさいました。

平成30年度に退去された10件のうち8件、また、元年度に退去された6件のうち4件は町内に転居されております。町内に転居された12件は、住宅を新築または購入されており、民間の賃貸住宅に転居されたケースは把握していないとのことをごさいます。町内から町内への流れが生まれているので、住宅施策は一定の成果を出しているとのことをごさいました。

また、現在11戸の空き家がある状況についての質疑がありまして、これまでは1件の募集に2件以上の申し込みがあったときは入居審査会を開いて入居を決めていたが、現状では、申し込みがあり、要件を満たしておれば、入居審査会を開かずに入居していただいて、スピード化を図っているとのことでした。

以上、主なものの報告をしましたが、これ以外の質疑等につきましては、配付しております報告書に記載しておりますのでごらんいただきたいと思います。

以上で第122号議案の審査報告を終わります。

○副議長（藤原 日順君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

〔質疑なし〕

○副議長（藤原 日順君） ないようでございます。質疑を終結いたします。御苦労さんでした。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんでしょうか。

〔反対討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） 賛成討論。

〔賛成討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第122号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（藤原 日順君） 起立全員であります。よって、第122号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 第123号議案

○副議長（藤原 日順君） 日程第4、第123号議案、令和元年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） 賛成討論。

〔賛成討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） ないようでございます。討論を終結いたします。

これより第123号議案を採決いたします。本案につきましては、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（藤原 日順君） 起立全員であります。よって、第123号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 第124号議案

○副議長（藤原 日順君） 日程第5、第124号議案、令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第124号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（藤原 日順君） 起立全員であります。よって、第124号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 第125号議案

○副議長（藤原 日順君） 日程第6、第125号議案、令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第125号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（藤原 日順君） 起立全員であります。よって、第125号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 第126号議案

○副議長（藤原 日順君） 日程第7、第126号議案、令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。



上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） 討論を終結します。

これより第126号議案を採決いたします。本案につきましては、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（藤原 日順君） 起立全員であります。よって、第126号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 第127号議案

○副議長（藤原 日順君） 日程第8、第127号議案、令和元年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第127号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（藤原 日順君） 起立全員であります。よって、第127号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 第128号議案

○副議長（藤原 日順君） 日程第9、第128号議案、令和元年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） 討論を終結します。

これより第128号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（藤原 日順君） 起立全員であります。よって、第128号議案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 第129号議案

○副議長（藤原 日順君） 日程第10、第129号議案、令和元年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第129号議案を採決します。本案につきましては、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（藤原 日順君） 起立全員であります。よって、第129号議案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第11 第130号議案

○副議長（藤原 日順君） 日程第11、第130号議案、令和元年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） 討論を終結いたします。

これより第130号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（藤原 日順君） 起立全員であります。よって、第130号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 第131号議案

○副議長（藤原 日順君） 日程第12、第131号議案、神河町本庁舎空調設備等更新工事請負契約締結事項の変更の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第131号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町本庁舎空調設備等更新工事請負契約締結事項の変更の件でございます。令和元年6月26日、契約締結以降に変更要件が発生したため、当初契約の金額1億5,378万円に857万4,000円を追加し、1億6,235万4,000円に変更するものでございます。

変更内容の主なものとしましては、一部システム天井から一般天井への変更による減額、増額分としましては、照明器具の変更、電気幹線配線の変更、Wi-Fi、公衆無線LAN、議場システムの撤去及び再取り付け等の経費、ポンプ、チラー置き場の既設配管撤去、空調撤去用及び資材搬入用足場、備品処分費、その他、特定喫煙用カーポート移設に係る工事費等を合わせた増額でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（藤原 日順君） それでは、補足説明を総務課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、詳細について御説明を申し上げます。

まず、1ページには、建築工事、電気設備工事、機械設備工事ごとに補助対象及び補助対象外に分けてその変更額を記載をいたしております。建築工事では218万5,000円、電気設備工事では332万1,000円、機械設備工事では264万7,000円、計815万3,000円に諸経費を加えまして、このたびの変更契約金額は857万4,000円の増額でございます。

次に、2ページ、3ページをごらんください。変更理由書となっておりますが、左から工事名称、増減額、図面のページ番号、図面における変更箇所ナンバー、変更内容、そして、変更理由を記載をしております。

なお、各変更箇所における増減額は、本日提出をさせていただきました補足説明資料で御確認をお願いをいたします。

次に、図面の説明ですが、先ほど申し上げたとおり、図面のページ番号及び丸中数字は、2ページ、3ページの変更理由書のページ番号、変更箇所ナンバーと一致をいたしております。図面につきましては、各階ごとにお示しし、1ページから3ページまでは

建築にかかわる内容、4ページから6ページまでは電気に係る内容、7ページから9ページまでは空調に係る内容をお示ししております。また、4-1ページ、4-2ページには、試運転段階で判明をいたしました空調設備電源の容量を確保するためのブレーカー回路増設に係る図面を添付いたしております。

なお、当初の議案撤回請求時に、3階部分の容量について、計算上は現状は可でございますが、不安要素があるため第3会議室に1回路増設を行う必要ということで御説明をしておりましたが、再調査の結果、外機からの電源供給が行われていたため、3階部分の増設は不要であることが確認をされましたため、ブレーカー回路の増設は1階で3回路、2階で1回路、合計4回路となっております。

以上、詳細説明とさせていただきますが、変更部分につきましては、計画段階でわからなかった、設計書、仕様書どおりの施工が技術的に不可能であるといったことによるもの、また、本工事の附帯的工事としての実施、処分等がより効率的、効果的であると判断した内容でございます。

さて、工事進捗についてでございますが、天井解体及び取りつけ工事につきましては、イベントを初めとした業務スケジュールにも配慮して対応をしていただきながら、また、平日、夜間工事も実施していただくなど、通常業務に支障を来さないよう工事スケジュールを安全第一でもって、しかも慎重かつ順調に進めていただいております。ブレーカー回路増設工事も含めて、本体工事は12月8日に終了をいたしました。

なお、空調機親機の設定、試運転の期間を経て、空調については、先週末の12月13日金曜日から本格稼働をいたしております。今後は附帯工事含めて、令和2年1月31日の工期完了に向けて進めてまいります。

大変寒くなりますこの時期、議員の皆様はもとより、御来庁いただく住民の皆様、各関係団体の皆様に、附帯工事を含めて、いましばらく御不便、御迷惑をおかけする部分もあろうかと思っておりますけれども、どうぞ御理解、御協力をよろしくお願いを申し上げ、以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（藤原 日順君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。聞きたいことがいっぱいあるんで、一問一答にならないかもしれないですけども、御容赦していただきたいと思っております。

先ほど総務課長の説明で、設計段階ではわからなかったこととか、工事が始まって仕方がなかったこととかいう説明があったんですけども、お配りいただいた変更理由書を見ますと、大きく分けると大体3つに分かれると思うんです。これは私なりの解釈なんですけども、一つは、設計上のミスですね。もう1点が、先ほど総務課長が言われたように、確かに工事が始まって変更せざるを得ない部分いうのもあります。最後の1点が、ただの修繕ですね。全く空調工事と関係ないことが増減理由に入ってるんです。

まず1点目の、設計上のミスっていうのが、この図面とか等々にもいっぱい書かれてますけど、設計漏れとかいっぱい出てきてます。こんな設計漏れとかされてるやつを変更理由書のほうで私がざくっと拾って、けさ慌てて電卓たたいたんで、ちょっと金額間違えてたら申しわけないんですけども、大体369万7,000円の増額理由になってるんです。さくっと言いますと、例えば建築の②ですね。AC・ロスナイ新設・撤去部解体追加、天井解体が図面、内訳ともになくなっていうふうに書いてあるんです、変更理由のところに。それもおかしな話で、じゃあ何のために設計を入れてるんだっていう話ですよ。最後のほうに、電気の容量が不足してたんでブレーカーを追加したということなんですけども、電気の容量計算なんて高校生でもできる話で、それを、いざ工事してみたら容量が足りませんでしたって、それが本当にいわゆる仕事としてなされる成果物として認められるかどうかですね。まずお聞きしたいのが、設計者に対する責任の追及をしっかりとされたかどうかっていうのが1点お聞きしたいです。

次なんですけども、ちょっと続けて申しわけないです。今回の中に特定喫煙所の新設っていうのを2つほど入れていらっしゃるんです。建築の⑤番と電気設備の24番ですか。これは今回、31年度の当初予算で特定喫煙所の予算が208万円上げてられましたよね。それをあえて使わずに、なぜこちらのほうでやられたかっていうのが疑問なんです。本来でしたら、もうきっちり予算をとっていらっしゃるんで、当然その208万円の中でやっていただくのが普通だと思うんです。どうせカーポート移設があるからついででやりましたっていう答えになろうかなとも思うんですけど、そうではないと思うんですよ。カーポートの移設と喫煙所の建設は、もう全然別物ですから、これを今回の空調工事を落札された業者にそのまま委託するということは、いわゆる208万円の工事予定であった神河町の業者の方のもうける機会を一つ奪われたっていうことなんですよね。当然きっちり、喫煙所は喫煙所で別工事で上げていただくべきやと思います。これをなぜついでにやられたかっていうのが、2つ目お聞きしたいことです。

3つ目なんですけども、最初に言いましたように、今回はもうただの修繕が物すごい入ってるんですね。一例を挙げますと、建築の⑧番、食堂内クロス張りかえ、⑨番、サッシの鍵修理、⑩番、取っ手を回しても閉まらないため、⑪番、コルクボード取り付け、こういったものがいっぱい見受けられるんです。これ、一体空調工事と何の関係があるんですかね。修繕とかの予算とかがないんやったらわかるんですけど、修繕予算も当初で1,206万4,000円ちゃんと上げられてるんです。だから、なぜここに入れられたかっていうのが物すごい疑問です。本来でしたら、きっちり修繕予算のほうでやられて、これも喫煙所で私言いましたように、当然ちっちゃい工事なんで委託工事になろうかと思うんですけども、そのたんに町内業者なりなんりの業者さんの仕事の機会があるわけですよ。それを効率がええからとか、ついでにこれもやってくれというような、いわゆる井勘定でやられると、一体これは誰のための工事なんやいうことですよ。何でもかんでももうついでで、便利やから、安く上がるからいうて。でも、実際ほかの業者

の見積もりもとってないのに安く上がってる保証も何もないわけです。今回のその業者の言い値でやられてる可能性もあるわけですからね。そういったところを踏まえて、以上3点、一気にお聞きしたんですけども、お答えをお願いします。

○副議長（藤原 日順君） それでは、今の、設計者が負うべき責任、それから、2点目が特定喫煙場所の件、3点目が通常修繕費とされるべき支出について、この3点について答弁をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。3点の御質問をいただきました。

まず、設計者への責任追及ということでございますが、この設計につきましては、平成28年度に空調工事の実設計が行われております。当初では、29年度に本庁舎の空調を実施する予定でございました。ところが、他の施設との関係もございまして、空調、本庁舎の部分が一番最後の平成31年度、いわゆる令和元年度になったということでございます。その間にいろいろと設計の一部変更等もさせていただきながら、そしてまた、設計内容等の確認も全体工事管理業者において行っていただきました。

ただ、基本設計となります部分につきましては、この庁舎が竣工されました当時の完成図書、そしてまた、実施設計の図書というものを貸し出しをしておりますので、その中でしっかりとそれに基づいて行われているということを前提としておりますので、例えばこの議場の照明等につきましても、実は天井をめくってみますと、設計書どおりではなかったということが判明をいたしました。そのことにつきましてどうしたものかということで、11月19日に環境イノベーションによる中間検査を受けました。その際に正直に御説明も申し上げたところ、実際にこういった工事については、あけてみないとわからない部分も実際にあると。そしてまた、そのことによって設計変更とならざるを得ない、いわゆる技術的な部分も当然出てくるということで、この部分についてはいたし方ないということでの御判断もいただきました。1番目の御質問に対する回答はそういったところでお受けとめをいただければと思います。

それから、2つ目の質問の特定屋外喫煙場所の予算についてでございますが、当初、別予算で、議員御指摘のとおり確保しておりました。ところが、この喫煙場所の選定につきまして、安全衛生委員会等で協議も進めていく過程において、これまでありましたカーポートによる喫煙箇所ですね、そちらのカーポートが利用できるのではないかとということで、そのカーポートを移設をして特定喫煙場所を確保しようということになりました。したがって、その移設費用については、当初のこの空調設備等更新工事の予算の中に組み込んでおりましたので、あえて、この内容が新たに特定屋外喫煙場所につきましては新たなカーポートでもって対応をするしか対応はできないということがわかった段階で内容の変更をこの工事においてやらせていただいたということでございます。

それから、3点目の御質問でございますけれども、ただの修繕にかかわるようなもの

が多いということでございます。もうこれは御指摘のとおりでございますが、この本庁舎等の本体工事につきまして、この予算の内訳を見ていただいたとおり、補助対象経費と補助対象外経費がかなり当初から多く含まれております。そういったことも含めて、このたびの工事の中で実施をしたほうが経費的にも、そして、通常事務とのいわゆる支障を来さないという範囲においても一番効率的、効果的であろうという判断を工程会議の中でもさせていただき、そして、実施をさせていただいたということでございます。御質問の回答になったかどうかはわかりませんが、私どもの対応としては、先ほど申し上げたような視点でこのたびの工事に全て入れさせていただいたということでございます。

○副議長（藤原 日順君） 小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。ほとんど答えになってないですね。

まず、1点目の設計の責任はどうなんだという質問に対して、工事が始まって仕方ない部分があったからと、それを認めていただいたという、それは私も冒頭に言いましたように、確かに工事が始まって、仕方ない部分がいっぱいあるんです。例えば、電気設備の⑮番、⑯番ですね。これ、Wi-Fiとか公衆無線LANを取りつけられたんで、恐らく設計当初には、これは両方ともなかったはずなんです、Wi-Fi。なので、それが邪魔して、工事が始まって、仕方ないなっている部分なんです。

私が言いたいのは、その仕方がない部分ではなくて、例えば、機械設備のマル33番ですか、1階食堂、女子更衣室、3階議員控室、各1箇所の空調機器撤去が図面内訳にもなかったため。こんなもん、総務課長、最初は竣工図書の完成図書を渡しているって、当然これは載ってるはずですよ、この庁舎が完成したときの図書の中に。その下のポンプ、チラー置き場、既設配管撤去、小口処理、これは屋外のポンプ、チラー置き場なんで、一目見たら、そこに配管があるとか、撤去せなあかんとか、これは、私、住宅設備絡みの仕事もしていますので、ちょっとだけ知識もあるんですけど、そんなもう一目でわかりますよね、これにお金がかかるっていうのが。私が言いたいのはそこなんです。そういうところが今回の設計でいっぱい抜けてるんです。

こちらの平面図の⑮に対する詳細、いっばいつけていただいていますね。この中でもいっばい括弧書きで設計漏れっていう言葉が随所に出てくるんです。例えば、5ページの⑮、器具変更の四角の1番ですね、一番上。設計数量漏れ（1台）いうて。これはあからさまに設計数量漏れなんですよね。四角の5番、設計漏れ（2台）、四角の9番、設計漏れ（1台）、四角の13番、エレベーター前のダウンライト、設計漏れ（1台）と。こういったふうに、本当にただ単純に設計で漏れてるということなんです。

28年のことなんで、私もその当初の設計の落札金額をちょっと失念してしまったんですけども、結構な金額で落札されて設計されたと思うんです。やっぱりこういったところは、漏れてました、はい、そうですかっていうて、やすやすとお金を出すべきではないと思うんですよ。当然その設計される方は、もうその設計にプライドを持ってや

られて、仕事とされているんですから、ここはもう必ず設計者についていただかないと、今回は私のざくっとした計算で369万ですけど、例えば設計が漏れてました、あと5,000万追加でお願いしますとか言われたら、じゃあどうするんですかっていう話ですよ。そんなお金どこから出てくるんですか。これが、だから、10万でも100万でも1,000万でも一緒なんです。設計者は設計をするっていう仕事を請け負ってるんで、それをきっちりしていただかないと、もう当然話にならないです。こちら側は発注者側なんで、ミスはミスとしてきっちりついていただかないと、抜けてました、金額ふえました、済みませんでは、ちょっと話にならないです。

2点目のカーポート、総務課長の説明で。確かに当初はカーポートの移設が入ってたと思うんです。その移設して再利用できるんじゃないかっていう、そこまでの説明は理解できるんですけども、実際はカーポートを新設されたんですよ。移設ができないというか、外したカーポートがそのまま使えないので、新設しなければいけないと。そしたら、この新設の段階で、これは当初の設計とはもう全然違うじゃないですか。本来であれば、もうその移設費用を減額して、新たに特定喫煙所として別工事を発注するのが当たり前やと思うんです。これは予算がなくて、前もって委員会等々で諮っていたいとるんやからわからんこともないんですけども、私、総務に入ってないんで申しわけないですけど、委員会の中身まではわからないんですけど、恐らく委員会にも諮られずに、そのままついでにやられたと思うんです。

でも、従来あったカーポートを撤去して移設やったら、私もここまで言わないですけども、撤去して、その時点で、このカーポートは使えないから、新設して新たに喫煙所をつくりますっていう話になったら、これはもう喫煙所をつくるっていう工事や思うんです。予算も当然200万から持っていらっしゃるんで、やっぱりこれを使っていたかかないと、予算のくくりでいうと、款の中でしたら、どういうふうに使ってもええっていうことをおっしゃられるかもしれないんですけども、私ら、やっぱり3月の委員会、予算審議の中でいろいろやって、お互いの信頼関係もありますから、当然予算審議で200万の予算をとっていただいたら、きっちりそっち側でやっていただきたい。

今回の、だから、この特定喫煙所の148万3,400円ですか、2つほど、このカーセンサーライトですね。これは本来は、もうこの空調工事側からは減額するべき要因やったと思うんです。それをなぜそういったことができないのかっていうのが本当に疑問です。

最後の3点目のこの修繕費用も、事務的、経費的に安く上がるって気軽におっしゃったんですけど、例えばきょう、変更理由書に金額入れたのを配付していただいたんですけど、建築工事の⑩番の食堂コルクボード取り付け、これ8万円の増額要因なんですよ。どういったコルクボードか、私、ちょっと現物見てないんでわからないんですけども、コルクボード8万円って、多分物すごい法外な金額ですね。ちょっと寸法的なものがわからないですけど、例えばA4サイズやったら、百均に行ったら100円でコルク



ボード売ってますもんね。だから、もうそれから想像したら、8万円いうたら、もうこの壁一面ぐらいの物すごいコルクボードでも取りつけられたんですかね。

ですから、こういったものもやっぱり井でやられると、その価値が本当に正しいのか正しくないのかというのが全然わからないんです。金額が安いから、見積もり入札とか委託とかになるんでしょうけども、本来は1個ずつきちんとした手続を踏んで業者に発注していただかないと、この金額の正当性って、これ、総務課長、検証されましたか。サッシの鍵修理4万6,000円が妥当な金額なのかどうかとか、クロスの張りかえの10万5,000円が妥当かどうか。機械設備のこの議会事務局の給湯器撤去5万円、これが妥当なんかとか、そういったものを全て検証されてますか。恐らく私、されてないと思うんです。だから、井でするとこういったことも起きるんで、私、今までも結構予算の余りでついでにこれもやりました、これもやりましたというのはやめてくださいというのは再三お願いしてきたと思うんです。議選の監査委員になってからも、そういうお金の使い方はだめですよという意見も再三出させていただきました。それを監督する立場の総務課がこういう井の変更理由書を出してこられたんで、私、非常に幻滅してるんです。

この辺で、また総務課長、何かありますか。

○副議長（藤原 日順君） それでは、今の既設機器等の撤去も含む設計漏れについて、それから、カーポート新設に伴って行うべき予算補正のあり方、3点目がコルクボードに代表される単価の妥当性を検証したのかと、この3点についての答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。小寺議員の御指摘の部分につきましては、総論の部分では、私も同じ考えを持っております。ただ、このたびの本庁舎空調等設備の更新工事に関しましては、その視点をしっかり踏まえた上で、あえてこの中で対応させていただいたということで申し上げたいというふうに思っております。

まず、設計漏れというようなことがございましたけれども、これにつきましては、特に照明、それから配管の関係で目に見えていない部分ですね。天井をめくらないとわからない、それから、地下を掘らないとわからないといったようなところが実はございます。そういった部分の中で、これは工事施工上で出てきたものという部分で、いわゆるこの補助金をいただく環境イノベーションのほうからも認めていただいているということを出すわけではないですけれども、いたし方ない部分ではないのかなというところは一定認識はしております。それから、カーポートにつきましても、別予算で組んでおりますので、本来はそうすべきだというふうに思います。

ただ、先ほども説明しましたように、当初で、現在ありました既設のものを移設をして駐車場2区画の中におさまるように加工をするという予算で組んでおりました。このたび、新たなカーポートによる対応しかできないということではあったわけですがけれども、このカーポートにつきましても、実は駐車場2区画に入れるために加工を一部いたしております。そういったことも含めて、この屋外特定喫煙場所につきましては、カー

ポートを移設をして対応するというを当初設計の中に組み込んでおりましたので、その中での変更とさせていただいたということでございます。

それから、それぞれの修繕費用の単価の検証ということでございますが、私たちもいわゆる工事の主管課、総務課、そしてまた、この補助金の担当課である住民生活課、そしてまた、工事管理を行ってもらう建設課からいわゆる建築士資格を持っております職員に毎回入っていただいて、そして、工程会議の中で確認をして進めております。

代価の検証ということでございますけれども、代価表もついておりますので、それぞれ説明できる部分もあるんですけれども、中には一式という部分もございますので、そのあたりは、金額の少ない部分については一式表示という部分が多くあるということ御理解をいただければなというふうに思っております。以上でございます。

○副議長（藤原 日順君） 澤田委員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。今の小寺議員の質問に対する2番目、3番目の部分については、どうも納得いかないというか、当初予算で町内業者に、一番最初の小寺議員の質問にもあったように、町内業者の方もやはり仕事があるという部分で期待されてる部分があると思うんですよね。特に喫煙所につきましては当初予算に載っておりますし、この予算書については公開されてますので、そういう事業があるということを期待されてる業者さんもあったと思うんです。それを、先ほど総務課長はあえてこの事業の中に入れられたと言われましたけれども、あえての意味は、私には今の答弁では理解できなかったんです。それと、いわゆる修繕の業務についても、やはり町内業者さんを使うべきではなかったかなと思います。あえてという裏側には、町長がいつもおっしゃいます、できるだけ神河町内でお金を回す、そういう町内業者さんの仕事を出していくということもずっと言われてる中で、今、総務課長がおっしゃった、あえてこの2番、3番をこの中に入れられた理由、再度お願いできますか。

○副議長（藤原 日順君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。澤田議員御質問のとおり、私も基本は町内業者に発注するというので、実は入札担当もしておりますので、その視点で進めさせていただいております。しかしながら、このたびの工事について、あえてこの中に入れたということにつきましては、この本庁舎の空調、照明というものは、庁舎が施工された時点、それからだましましの修繕等を加えていきながら現在に至っているわけですが、その中で、本当にいろんな微妙に基盤となる部分と絡み合う部分もございます。そういったところも含めて、このたびの施工の中で改めて判明したというようなこともあります。何かといいますと、例えば空調もこれまでに修繕も行っておりました。その際に、修繕をやった、いわゆる要らなくなった管等が天井の裏に置いてあったり、そういったこと、それからまた、配線等についても十分な処理ができてないというようなことも実際にありました。

そういったところも含めて、私どもの判断としまして、まずは全体の中で効率的、そ

して、このたびの工事の中で実施していくのが経費的にも一番安価で実施ができるという判断をいたしましたし、来庁いただいて御利用いただく住民の皆様等に対しても一番迷惑をかけない、この工期内で大方のことが対応できるという、そういうふうな判断の中で進めさせていただいたというところでございます。

ですから、例えば食堂のクロスの張りかえ、これについては、一部損傷までして大変見苦しい状態であったので、このたびの工事にあわせて実施をしたということでございまして、その他、例えばクロス見ていただいても、物すごく日やけをしております。20数年もすると、当然の話なんですけれども、傷んでる箇所も幾らかはあります。そういったことも含めて、なぜこの工事でやらないんだということも意見としてお聞きもしましたけれども、ただ、私どもとしましては、最低限の庁舎をしっかりと維持をしていくという中で対応という範囲で、議会のほうに御説明をさせていただく中で御理解がいただけるんじゃないかという判断をさせていただいたので、あえてこの工事契約変更という形で上程をさせていただいているというところでございます。

○副議長（藤原 日順君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。私が聞いたのは、カーポートですね、いわゆる喫煙所、当初予算で上げておいたものをなぜこの事業でやる必要があったのかという部分ですね。実際工事やって、めくってみないとわからない配管ですとか、埋もれてる部分についての変更というのは、それは理解できなくはないんですけれども、喫煙所の整備というのは本当に別に考えればいいわけですし、何も照明とか温暖化対策のためにやるものの中に本当に入るのかという部分については大変疑問です。

それと、庁舎の修繕ももちろん大事で、そのために修繕費が置いてあるわけですから、それはそれでやっていただいたらいいんですけれども、何もこの事業の中で一緒にやらなくても、町内業者さんにその修繕については別にやっていただいたらいいわけですから、その辺のところを尋ねたつもりなんですけれども。

○副議長（藤原 日順君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和です。澤田議員おっしゃる視点をしっかりと踏まえた上で先ほど答弁をさせていただいたつもりなんですけど、なかなか十分にお伝えすることができていないというところで申しわけなく思っておりますけれども、何回も同じことの繰り返しになります。カーポートにつきましても、一応議会のほうでは報告という形でさせていただいております。

それから、例えばサッシがあかない、閉まらないといったような修繕ですね、そういった部分につきましても、当然、本来別の発注でやればいいということでございますけれども、これがなかなか一般的な修繕が難しいという、そういう箇所が実は残っておったわけです。これまで必要箇所の修繕についてはその都度行ってきたわけでございますけれども、そういったところがあったというところ、そしてまた、このたび消防署等の点検の中で指摘をされた部分であったりとか、そういったところにつきましても、必要

最低限の箇所というふうに捉えまして実施をさせていただいたというところでございます。

○副議長（藤原 日順君） よろしゅうございますか。

ほか、質疑ございますでしょうか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。私も関連する分が主になりますが、3点ほど質問させていただきたいと思います。

先ほど補助対象外の工事の話が出てますが、この工事の予算的な部分を見ますと、当初1億8,700万の予算計上でございます。今回1,000万の減額ということは、現計予算では1億7,700万円の予算があるわけなんです。今回この変更契約をしますと、1億6,235万4,000円を引きますので、差額としては1,464万6,000円の差額が出るわけなんです。この部分が最終的には不用額として、もしくは3月で減額補正をされるのか、今、既にこの1,466万のうち、今回の資料に出てきていない関係の部分を補助対象外部分ですね、既に使われてる部分があるのかどうか。じゃあ、それならば、今回の補助対象外として見た経費とこの差額の1,464万6,000円を使っている補助対象外の経費の分けいいうんですか、どのようにされてるのかなという部分を1点目お尋ねしたいと思います。

それから2点目、その設計書と現状とが異なる部分がありましたという話なんです。28年度にこの更新のための設計書をつくる段階で、当然積算するのにこの庁舎の設計書等を参考にされたと思うんです。その際、竣工のときの設計書を見た中で、全てをね、今回の積算をされたのか。ところが、竣工のときの設計書が現状と違っていたのかという部分が考えられるのと。もう一つは、先ほど出ていましたように、庁舎が完成後、途中で増設なり追加工事をしたことによって、そういう場合は設計書つきませんので、そういう部分と竣工のときの設計書の内容が違うので、このような、今回のように作成した更新のための設計書と現状が異なる部分が出てきたという、そういう現象なのか、設計書と現状が異なる部分の差異が、異なる部分が出てきたという、その部分について、どのように分析されているのかが2点目です。

それから3点目、これも先ほど今回新たに追加しました回路の部分ですね。これも、設計上は一応容量は達してるんやけど、不安要素があるので今回追加したというような、きょうの説明はそうやったと思いますんで、設計上はクリアしてますけど、将来のため見込んでという部分がありますので、そういう部分の中での設計等の変更いうのが出てきているのか。ですので、将来を見込んだ中での今回の設計の考え方ですね。当然補助事業でありますので、べらぼうなことはできないんですが、そういう部分も見ていかどうかという部分も教えていただきたいと思います。

これを含めて2点目でございます。次、3点目は、温暖化対策推進事業の補助金の関係です。カーボン・マネジメント事業の補助金の申請の仕方なんです。これは今回、

契約については補助対象外と補助対象内と分けて区分されてますが、申請はあくまで含めた部分で、対象内、対象外を含めた分で申請をされているのか、いや、対象内だけで申請しているのかという部分を1点お尋ねしたいのと、あと、消費税の関係ですね。今までの資料を見ますと、設計分は消費税が含んでるんですけど、工事費は含んでいないという、ですので、消費税の取り扱いについてはどうなってるかという部分です。

それからもう1点、再度の確認ですが、過去にホテルリラクシアの分の中で設計変更によって8,000万近くの補助金が見送られたという経緯もありますので、今回、環境イノベーションの中間検査を受けているので間違いはないと思うんですが、このように、今ややこしいこと、単独分をたくさん入れることによって、この補助申請そのものの分の話がまた変わって変更になってくるのじゃないかなというような、そこまで危惧をします。以上、大まかに言いますと、3点について回答をお願いしたいと思います。

○副議長（藤原 日順君） ただいま三谷議員のほうから、3点ということですけど、大きくは5点になるのかなと。補助対象外工事の区分けについてということと、それから設計書と現状との食い違い、これは竣工時の設計書に基づいたためかという、その原因の分析、それから回路容量の見込みに対する考え方、それから補助金の申請の内容と、それから消費税の取り扱い、あと補助金という形での質問だろうと思うんですが。

総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。まず、1点目の予算についての考え方でございます。

本日追加提案をさせていただきました議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。1ページのところに変更内訳書ということで記載をいたしております。建築、電気、機械設備ということでそれぞれお示しをしておりますが、例えば変更前の原設計書で申し上げますと、建築工事補助対象の金額が828万、補助対象外が2,167万6,000円、同じく電気設備につきましても3,800万、それから1,100万、そして、機械工事についても5,700万、170万といったような形で記載をいたしております。これが当初の私どもが6月に入札をいたしました、予定価格が1億6,828万4,000円の設計の内訳でございます。これらに諸経費等が加わりまして、この表で申し上げますと、5段目の合計のところの原設計というところで、補助対象内金額は1億2,601万3,000円、それから、補助対象外金額が4,227万1,000円ということでございます。これが発注時点での対象内外の区分でございます。

それから、竣工図、それから、このたびの変更に至った要因の分析ということでございますが、先ほども申し上げたんですけれども、私どもは実施設計業者に竣工図、そしてまた、当初の実施設計図もお渡ししております。現地調査もお願いをしております。その中で実施設計が上がってきたというところでございますので、その中で、目視できる部分についてはしっかりと点検も行ってございますが、実際にめくってみないとわからない部分については、そこまでの精査は現実的にできないというところで御理解をいた

だきたいというふうに思います。

それから、3点目の回路の増設の部分についてでございますけれども、本日の図面のほうにも4-1、4-2ということで添付をさせていただいておりますけれども、4-1というのが1階でございまして、全部で6つ内機電源がございました。それらを全て1回路ということで最初は設定がされておりましたので、この1回路の設定では、このたびの空調を稼働させることができない、また、エネルギーマネジメントシステムによる管理ができないということで、2つの電源を1つの回路とするということで、ここで3回路の増設をいたしました。

それから、4-2ページのところにつきましては中会議室のところでございますが、この部分についても1回路の増設をしたということで、合計4回路の部分については、このたび変更予算で直接工事費30万円の増額ということで、当初の予定でございました121号議案の部分からは、この合わせた4回路分、40万円が増額という形で上げさせていただいております。

それから、補助金の部分につきましても、先ほどのお答えと一緒になんですが、補助対象内の経費について、補助金の申請を行っているということでございます。予算につきましては、工事費につきましては消費税を含む金額として予算計上をしておるところでございます。以上です。

○副議長（藤原 日順君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷です。ちょっと質問の仕方が悪いんやろうと思うんですけど、全然私の聞きたい部分と内容が違うんですが、再度言います。

1点目の、例えば今回の変更契約のまま工事が完了した時点で決算をしますと、工事請負費は恐らく1億6,253万4,000円の決算額になると思うんです。ところが、予算としては1億7,700万円がありますので、その差額の1,464万円が残ってくると。それは3月の補正で全額補正をされるのか、それとも幾らか違うことに使われるのかという、そういうことです。使うということは、今まで議論してます補助対象外経費として使うことになると思うんです。そうなれば、今回のこの表に上がってくる部分と表に上がってこない部分の補助対象外の経費が出てきますので、その区分はどうされていますかという、ここが1点お聞きしたいんです。

それから2点目は、回路の設計書の関係ですね。これは確かに全て竣工時の設計書をお渡ししましたと。その中で、その設計書に網羅されていない部分があったために現実と合わなくなったという話なのか、そうじゃないですというのは、ちゃんとした資料を渡して、それに基づいて設計書で抜けている部分があれば、先ほど小寺議員が質問されたように、変更設計書をつくる業者に対しての責任追及というのが出てきますので、そういう観点からはどうですかというのが聞きたかったのと、あと、回路の増設は、今の部分でしたら、電気の容量が不足をしていたから増設したいという話に聞こえたんですが、最初の説明では、一応容量は足りとるんやけど、ちょっと不安要素があったので念のために増

設したというような説明で私は聞き取ったので、不安要素というがあるとしたら、そのような部分はこの今回の全体の中でどのように網羅されてますかという分の質問やったんです。

それから、最後の分のカーボン・マネジメントの補助金の申請ですが、当然申請上げるときに、今でいいますと、全体で工事費が1億6,200万円余りと、それから設計費が121万の合わせた分での事業費という申請をされるのか、121万円の設計費とそれから補助対象だけの数字で含んだ数字で申請されるのかという、事業申請の申請書の様式まで見てないのでわからないと思うんですが、この庁舎の整備事業全体の事業費という部分をカーボン・マネジメント事業の補助金の中ではどのように表現されてるかという、そういう内容やったんです。

○副議長（藤原 日順君） じゃあ、今の4点について。

総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。まず、一番最後のカーボンの補助金の関係でございます。消費税を含んでの補助対象となるのかということでございますが、当然消費税額を含む金額に対しての補助対象ということでございます。

それから、逆から行きますけども、このブレーカー回路の増設の絡みでございますけれども、少し三谷議員も勘違いをしていただいているかなというふうに思うんですけれども、私、説明の中で、この121号議案、当初上げる議案の撤回理由の中で、全体で5回路の増設をとということで御説明資料をつけております。そのうち、3階の第3会議室に関しては少し不安要素があるので1回路増設をしたいということで、その部分を合わせて5回路ということございました。ところが、その部分につきましては、外機からの電源供給がされているということが判明しましたので、このたびはその部分については含まれておりませんということで、前回説明をさせていただいた内容と少し変更になった部分がございますので、それで説明をさせていただいたということです。

それから、一番最初の質問に戻りますけれども、このたび1億6,235万4,000円ということを変更を認めていただきたいということで上程をいたしておりますけれども、予算上で残った工事請負費について減額補正するのかということでございます。当然ながら3月補正で対応するというところではございます。

ただ、一方で、この議案を上げている最中に、実はこの地下への水の漏水といいますか、そういった現象が出てまいりまして、かなりの水量があるということで、これにつきましても、ポンプで工事とあわせて外にくみ出しておるんですけれども、このまま放置することができないということで、この件につきましても早急な対応が必要であるということで、先般これにつきましては随契ということで対応させていただいております。金額につきましては50万までという形にはなるわけですけれども、この部分につきましては、これか、ごめんなさい、大変失礼いたしました。先ほどの漏水対策の工事につきましては、別の予算での支出ということでございます。したがって、このまま運

転稼働をしている状況の中で、例えば空調配管につきましては、この庁舎、設立の平成7年から全く変わっておりませんので、どこでどういったふぐあいが生じるかもわからないといったようなことも含めて、当初予算の中で少し一般財源を多く計上いたしておりましたので、推移を見ながら、これが工期内工事検査終了時点で、特にそのあたりのふぐあいが出ないということになりましたら、今おっしゃった部分につきまして3月補正で減額とさせていただく予定でございます。

○副議長（藤原 日順君） 住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。先ほどの三谷議員の補助申請絡みの話の回答になるんですけれども、年度当初に交付申請を行います。その中身といたしましては、ことしであれば、この本庁舎、それと神崎フード、全体の補助対象、補助対象外、全体ですね、工事全体の中身で提出をいたします。そして、その中身を環境イノベーションのほうで精査をしていただくんですけれども、特に環境イノベーションといたしましては、その補助対象の分につきまして重点的に確認をされまして、補助対象が適正であるかということの確認が得られれば、その補助金、補助金が妥当であるかというところ、そこら辺の補助対象内が適正であるかいう、そういう確認をされまして、補助金の決定がなされております。

それから、一番初めの三谷議員の質問の中で、これだけの補助対象外が追加になって、事業採択上、問題がないかというような、多分そういうことを聞かれたと思うんですけれども、特に環境イノベーションにつきましては、補助対象を特に精査されるんですけれども、CO<sub>2</sub>の削減量に変化がないかというところを確認をされます。このたびにつきましては、当初の見込みであれば70.1トンの削減を見込んでおりました。それに対して、今回のこの変更後につきましては、0.067トンの削減になります。70.1トンが0.067トン減りまして、約70.0トンということで、ほとんどCO<sub>2</sub>の削減につきましては変更がございません。ですので、環境イノベーションといたしましても、この事業採択上、問題がないということでこちらは伺っております。以上でございます。

○副議長（藤原 日順君） CO<sub>2</sub>の削減っていうか、ふえるわけですよ。だから、マイナス分が減るということですね。

よろしゅうございますか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 3回目ですんで、最後の確認だけお願いしたいと思えます。

予算の差額の1,464万6,000円ですか、この分については、今のままでいけば、これがそのまま不用額で出ますと。これを使うようなことがあるとすれば、また変更契約等が出てきますよと、そのように理解しておっていいかという、それが1点確認と、もう1点は、回路の部分ですね。不安要素があるというのは3階だけの分であったという、そのように理解しとってよろしいですか。その2点をお願いします。



○副議長（藤原 日順君） じゃあ、その2点につきまして。

総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。まず、回路の変更は3階部分だけでございます。

それから、予算につきましても、このまま特に突発的なことが出てこない限り……（発言する者あり）はい、ですので、このまま突発的なことが出てこない限りにおきましては、当然減額補正という形になってまいります。

○副議長（藤原 日順君） よろしいですか。

ほかございませんでしょうか。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。先ほど総務課長が水漏れ云々で随契されたということなんですけども、先ほど来三谷議員が質問されてる予算の残り額の1,400万ちょっとですか、あると思うんですけども、今回のそしたらその随契分の金額が一体予算はどこから出てくるのかなというのをお聞きしたいんです。恐らくこの本工事の残り分の中で、私、随契されてるんじゃないかなとも思うんですけども、またそうになると、本来であったら、もうそれは全然別発注なんで、また予算の出どころが変わってくるのが当たり前や思うんですけれども、この水漏れに対する随契分の予算の出どころが知りたいのと、その水漏れの理由ですね。今まで工事が始まってなかったときには恐らくなかったと思うんです。今回の工事が始まって初めて気づいたのかもしれないですけども、恐らくこの工事によるものやと思うんですけども、これちょっと直接この契約内容とは関係ないんで、答えづらかったらこれは答えていただかなくても結構なんですけども、その辺のところをお願いします。

○副議長（藤原 日順君） それでは、今の水漏れに対しての随契分の関係と、それからその原因につきまして。

総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。水漏れにつきましては、この工事を発注いたしまして、地下、そしてまた天井等の配管の確認の際に確認がされました。その都度ずっと水抜きをやりながら工事もしていただきました。この配管がかなり老朽化もしておりますし、多分わかりやすい想像をしていただくと、水道管が例えば地中に埋まっております。今も例えばパンクしたところから修繕を加えていくわけですけども、これが全て区間を決めて全部更新をするというような工事ができますと、とてもやりやすく後々の心配もないということなんですけども、この本庁舎の空調の工事につきましてはそういうことにもいきません。あくまで空調機本体の更新をやるということによって、これまでの既設配管がどのように動いていくか、そこでどのようなふぐあいが生じるかといったような不安要素があるというところが一つあったということでございます。

そして、この水漏れですね。いろんなところであるわけですが、このたび男子トイレのちょうど下あたり、1階のトイレの下あたりでかなり水がたまってきているということが確認をされまして、これにつきまして、このまま放置することができませんので、私に与えられてる予算の権限の範疇で、この部分については随意契約で進めさせていただきますというところで御理解ください。

○副議長（藤原 日順君） ほかございませんでしょうか。

総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。漏水の要因につきましては、このたびの工事ということではありませんで、従来から公民館の工事のときにもそういったことも出ておりました。やっぱり少しずつつなぎ目あたりが緩んで、天井から水漏れが起きたこともございまして、そういったようなことが積み重なってきたのかなというふうには思っております。予算につきましては、この部分ではなくて、庁舎の修繕の予算のほうから対応させていただくということでございますので、この後、特に何もなければ、三谷議員のほうでの回答もさせていただきますけれども、不用額については3月で減額補正をさせていただきたいというふうには思っております。

○副議長（藤原 日順君） ほかございませんでしょうか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3回目です。今回、今の時期に工事の変更契約ということで議案が出てきてるんですけども、実際、きょうの変更理由書の中身を見ますと、全てこれ実は工事、ほぼ終わってますよね。そういう状況について、どうなんですかね。本来は、議会としてこういう変更を認めますという、我々、もうやってしまったことを、これ今、やってしまって、こういう状況なので変更を認めてくださいというふうに言われてるように思うんですけども、いかがでしょうか。

○副議長（藤原 日順君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。実はまだ残工事もございまして、といいますのが、附帯工事の部分におきましては、まだチラー室の大きな水槽ですね、あれが撤去もできておりませんし、それから、1階食堂、先ほども御指摘をいただいておりますクロスの張りかえですね、そういった部分についてもこれからの状況でございます。ただ、空調と照明の本体の部分については、一応工事は終了したというところでございます。その工事を行うに当たって、回路の増設の部分が実は当初から変更になってきたというところがございますので、その部分について、どうしたものかということでいろいろ調べておきますと、いわゆる本体の工事に影響を与えない範囲の中であれば、議会の議決を行わずして業務を進行することができるという、いわゆる議会の議決を得て締結した工事請負契約に設計変更が生じた場合、変更議決を得るまで工事を中止しなければならないかということに対して、これまでの判例といいますか、考え方いたしまして、程度にもよるが、契約の目的そのものを変更するような重大なものでなく、

簡易な変更であれば工事を中止する必要まではないというところをごさいますて、そのあたりの中でこのたびの部分についても進めさせていただいているということで御理解をお願いしたいと思います。

○副議長（藤原 日順君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。この部分につきましては、財源的には環境イノベーション、環境省の補助金、そして地方債、そして公共施設整備基金の繰り入れということで処理をさせていただいております。

先ほどの三谷議員の質問で、今回の補正と補正減の工事費と現在の変更契約後の差額1,464万6,000円については、今後どうなるのかというところの中で質問をいただきました。この中で、財源を公共施設繰入金を充当しておるというところの中で、緊急的に直流電源の装置の部分で取りかえ工事が必要というところの緊急部分ができておまして、その部分で約500万程度必要になってくるということで、そちらのほうを対応をさせていただいたというところで、減額については、それを除いて、今後の出来高見込みの中で最終補正で減額をしていく予定ということにしておりますので、御理解をお願いいたします。

○副議長（藤原 日順君） ほか、質疑ございますでしょうか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） 討論を終結します。

これより第131号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（藤原 日順君） 起立多数であります。よって、第131号議案は、原案のとおり可決いたしました。

---

### 日程第13 発議第1号

○副議長（藤原 日順君） 日程第13、発議第1号、災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書の件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

三谷克巳議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。それでは、発議第1号、災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書についての提出の理由を説明

いたします。

御承知のとおり、近年、全国的に大規模災害が頻発し、また、広い範囲にわたって発生をしています。我が町においても、豪雨等によって、大規模災害とはいかなくても、多くの災害が発生したのも記憶に新しいところであります。

今後、首都直下型地震、それから南海トラフ地震など大規模地震や山崎断層地震の発生も懸念されており、それによって大規模災害が発生した場合においては、多くの災害ボランティアの確保が必要となります。しかし、災害ボランティアに参加する際の交通費や宿泊費の負担が支障になり、いろんな調査によって、参加できない人が出ている事実も明らかになっております。

このようなことから、交通費、宿泊費の本人負担を軽減する制度を実現して、より多くの災害ボランティア活動の促進を図る必要がありますので、国に対して、災害ボランティア支援対策により、一層の推進を求めていく必要がございます。

兵庫県におきましては、今年度、全国で初めてふるさと寄附金、ふるさと納税を財源として、災害ボランティアを対象に交通費などを助成する大規模災害ボランティア活動応援事業が新設されました。県のこうした動きに合わせて、県内各市町においても同様の意見書の提出が予定されているところでございまして、神河町議会では、2日の議会運営委員会で協議を行い、意見書を提出すべきとの結論に至りましたので、このたび発議第1号を提出いたしたいところでございます。

以下、意見書の朗読をもって提出の説明といたしたいと思っております。

意見書でございます。

.....

#### 災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書

我が国は、大地震や火山噴火、豪雨災害などが相次ぐ「災害の世紀」を迎えている。災害時の救援活動や復興に至る過程で、家屋の清掃や畳・家具の搬出、瓦れき処理のみならず、要援護者宅への訪問介護や心のケア、傾聴ボランティアなど福祉的ニーズも高まっており、多くの支援者の参画が欠かせない。

今後、首都直下地震や南海トラフ巨大地震など大規模な被害が予測される災害においては、過去の実績から1日10万人以上、延べ1,000万人以上のボランティアが必要になるという専門家の見解も示されている。それだけのボランティア数を確保するためには、遠隔地を含め全国かつ長期にわたる支援に頼る必要がある。

しかし、各種の調査では、交通費や宿泊費の負担が支障となり、災害ボランティアに参加できない人が多いことが明らかになっている。

これらの負担を軽減するため、これまで、鉄道会社や航空会社などの独自割引制度や、地方自治体によるボランティアバス運行支援などの取組が官民において行われた事例がある。

よって、国におかれては、こうした動きをさらに広め、より多くの災害ボランティア

の参画に向けて、下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 交通費や宿泊費、ボランティア保険の割引等のボランティア活動に対する支援制度を実現すること。
- 2 全国的な基金の創設など災害ボランティアを社会全体で支える仕組みを構築すること。
- 3 大規模災害発生時に、社会福祉協議会の全国ネットワークを生かした支援体制を構築するにあたり、都道府県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会の職員の派遣費用等の予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年12月18日

兵庫県神河町議会

.....  
以上でございます。

以上が発議第1号の提案理由でございます。よろしく御審議をお願いします。

○副議長（藤原 日順君） 説明が終わりました。

発議第1号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（藤原 日順君） ないようでございます。質疑を終結いたします。御苦労さまでした。

それでは、これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） ないようでございます。討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（藤原 日順君） 起立全員であります。よって、発議第1号は、原案のとおり可決いたしました。

.....  
日程第14 発議第2号

○副議長（藤原 日順君） 続きまして、日程第14、発議第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

三谷克巳議員。

○議員（２番 三谷 克巳君） ２番、三谷でございます。それでは、発議第２号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書についての提案理由を説明いたします。

昭和４５年に、過疎地域の人口減少を防止するとともに、地域社会の基盤を強化し、住民の福祉向上と地域格差の是正に寄与することを目的に過疎地域対策緊急措置法が制定されました。

この措置法により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地において、生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げてきましたが、この措置法は令和３年３月末に失効することになっております。

神河町におきましては、平成２９年度からこの措置法の適用が受けられることになり、元利償還金の７割が交付税に算入される過疎債を毎年８億円程度発行し、安心・安全に生活できる基盤づくりを図っております。そのことによって、食料、水、エネルギーの供給、それから国土、自然環境の保全など、災害防止に貢献しているものがありますから、町にとっては欠かすことができない財源であります。

今後も全国的に人口は減少するものと見込まれ、多くの過疎地域が社会的共同生活や集落の維持が困難になるなど、深刻な状況に直面しています。同様に神河町においても人口減少は深刻な問題となっており、安心・安全な生活ができる基盤づくりへの財源措置等、総合的な資源が引き続き必要なことは言うまでもありません。

そこで、現措置法の失効に引き続いて、新たな過疎地域の対策法の制定を求めるものでございます。

このような状況の中で、このたび全国過疎地域自立促進連盟兵庫支部より取り組みの依頼がありまして、２日の議会運営委員会で協議を行い、意見書の提出を行うべきとの結論に至りまして、第２号の提出をいたしたところでございます。

なお、県下の状況でございますが、大半の地域の所在する市町村については、この１２月議会で同じように意見書を発議される予定でございます。

以下、意見書の朗読をもって提出の説明といたしております。

.....

#### 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和４５年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、４次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置などによる森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、い

やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年12月18日

兵庫県神河町議会

.....  
でございます。

また、意見書の提出ですが、これは町にとって非常に重要な事柄でありますので、議長には直接の提出の配慮もお願いしたいということを申し添えたところでございます。

以上が発議第2号の提案理由でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（藤原 日順君） 説明が終わりました。

発議第2号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（藤原 日順君） ないようでございます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○副議長（藤原 日順君） 討論を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（藤原 日順君） 起立全員であります。よって、発議第2号は、原案のとおり可決いたしました。

## 日程第15 議員派遣の件

○副議長（藤原 日順君） 日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第129条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり議員派遣する予定となっております。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤原 日順君） 御異議ないものと認め、別紙のとおり議員派遣することに決定されました。

---

## 日程第16 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○副議長（藤原 日順君） 日程第16、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務において、会議規則第75条の規定により、お手元に配付されておりますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申し出がございます。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤原 日順君） 御異議ないものと認め、各常任委員長、議会運営委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

---

○副議長（藤原 日順君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。これで閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤原 日順君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第91回神河町議会定例会を閉会いたします。

午前10時45分閉会

---

## 副議長挨拶

○副議長（藤原 日順君） 閉会に当たり、一言、私のほうから御挨拶を申し上げます。

まずもって、去る12月7日土曜日の夕方、私たちの同僚でありました松山陽子元議員が逝去されました。心より御冥福をお祈りしたいというように思います。

また、今期定例会の2日目と3日目、安部議長の欠席に伴いまして、その代理として私が議長職を務めさせていただきました。議員の皆様方及び当局の皆様方の御協力のおかげをもって、スムーズな進行を経て、全議案の承認、可決をいただきましたこと、心よ



り感謝を申し上げます。

最後になりましたが、これからますます寒さが厳しくなっております。皆様には御自愛いただき、町勢発展に御尽力いただくことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

#### 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、第91回神河町議会定例会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

12月6日から開会いたしました定例会におきまして、議員各位には、本会議並びに委員会を通じ、慎重審議いただきました御苦勞に対しまして、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

今期定例会は、令和元年度各会計補正予算を初めとした全ての案件につきまして、原案どおり御承認、可決いただき、まことにありがとうございました。執行部といたしまして、今定例会で議員各位よりいただきました御意見、提言につきまして真摯に受けとめ、より一層の適正な行政運営、予算執行につなげていく所存でございます。

とりわけ平成20年3月、人権尊重のまち宣言を行いました神河町といたしまして、本定例会において上程をいたしました神河町部落差別の解消の推進に関する条例制定につきまして、承認、可決いただきました。本条例制定により、部落差別の解消と部落差別のない社会を実現することを目的として、全ての人が幸せになるまちづくりを今以上に推進してまいります。

ことしも全国各地域で地震、豪雨、台風等による災害が多数発生した年でありました。特に台風15号、19号では、東日本を中心に暴風雨、豪雨による河川の氾濫により、多くのとうとい命が失われるとともに甚大な被害が発生をいたしました。神河町としましては、長野県千曲市の家屋被害確認調査に職員派遣を行ってきたところではございますが、一日も早い復旧、復興を願うものであります。

神河町では、今年度については大きな災害は発生はしていない状況であります。ケーブルテレビ、防災無線を活用しての情報発信の強化から、自助、共助、公助、安全・安心のまちづくりを今後も推進してまいります。

さて、定例会開会の挨拶でも述べましたが、今年度は地域創生総合戦略5カ年計画の最終年度となっており、現在5年間の地域創生事業の推進状況と総括作業、あわせて令和2年度からの第2期地方創生総合戦略策定に向けた作業に着手しているところでございます。ことしからの新しいまちづくりの合い言葉「大好き！私たちの町 かみかわ」、そして、交流人口の拡大とあわせて、関係人口の拡大による定住人口の拡大、いわゆる交流から関係、そして定住を基本に、引き続き元気なまち神河を築いてまいります。議員各位には引き続きの御支援をお願い申し上げます。

また、先週14日には、3年目となります峰山高原リゾート「ホワイトピーク」の安

全祈願祭がとり行われました。今期の運営については、暖冬傾向とのことですが、年末から冷え込むとの情報も出ておりますので、今シーズンはナイターコースの変更や緩斜面のコースの修正、キッズパークの充実、外国人観光客の受け入れ強化、レストランメニューの充実など、新たな環境で昨年以上の来場者を見込み、利用者に喜んでいただける施設となることを確信しております。あさって20日がオープン予定ではありますが、少し雪も心配するところではございますが、必ずすばらしいシーズンになることを期待しています。

ことしも残すところ10日余りとなりました。議員各位には、健康管理十分にさせていただきますとともに、ことし1年間の町政運営に対しましての御支援、御協力に心から感謝申し上げますとともに、来年におきましても引き続きの御指導を賜りますようお願いを申し上げ、そして、皆様とともにすばらしい新年が迎えられるよう御祈念申し上げ、閉会に当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございます。

午前10時51分

---